

岡山理科大学 障がい学生支援規程

(目的)

第1条 この規程は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)その他の法令に基づき、岡山理科大学(以下「本大学」という。)において障がいを理由とする差別の解消を推進するため、不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供に必要な事項等を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい学生とは、本大学に所属する学部学生及び大学院学生等であって、身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む。)その他の心身の機能の障がい(難病に起因する障がいを含む。以下「障がい」と総称する。)があるものであり、かつ、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 不当な差別的取扱いとは、本大学における教育、研究その他の活動に関して、正当な理由なく、障がいを理由として、障がい学生を障がいのない学生より不利に扱うことをいう。
- (3) 合理的配慮とは、障がい学生が、本大学における教育、研究その他の活動に関して障がいのない学生との等しい機会を享受するために、個々の場面において現に必要としている社会的障壁を除去する措置であって、それに伴う負担が過重でないものをいう。
- (4) 教職員とは、本大学における教育、研究その他の活動に従事する者をいう。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第3条 教職員は、本大学における教育、研究その他の活動を行うに当たり、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(合理的配慮の提供)

第4条 教職員は、本大学における教育、研究その他の活動を行うに当たり、合理的配慮の提供に努めなければならない。

2 過重な負担の有無は、個別の事案ごとに以下の要素等を考慮し、具体的な場面及び状況に応じて総合的かつ客観的に判断するものとし、教職員は、過重な負担に当たると判断した場合には、障がい学生にその理由を説明するものとする。

- (1) 本大学における教育、研究その他の活動への影響の程度(当該活動の目的、内容及び機能を損なう程度)
- (2) 実現可能性の程度(物理的及び技術的制約又は人的及び体制上の制約)
- (3) 費用及び負担の程度
- (4) 本大学の規模
- (5) 本大学の財政及び財務状況

3 合理的配慮は、入学前及び入学後のいずれにおいても、障がいのある者本人等から書面等で学生支援室コミュニケーション支援課に申し出るものとし、申出のあった者に対する支援の必要性の有無及び支援の範囲は、学生支援機構において協議するものとする。

(環境整備計画)

第5条 合理的配慮を的確に行うために必要な環境の整備に関する計画は、学生支援機構の審議を経て、学長が決定する。

(研修・啓発)

第6条 本大学は、障がい学生、障がいのない学生及び教職員が相互に人格及び個性を尊重し合いながらよりよい人間関係を築くとともに、本大学における障がいを理由とする差別を解消することを推進するため、学生及び教職員に対して当該推進に必要な研修及び啓発を行うものとする。

(情報公開)

第7条 本大学における合理的配慮等に関する情報を公開し、障がい学生及び受験を希望する障がいのある者に対して周知をする。

(情報保護)

第8条 教職員は、相互に連携して障がい学生に合理的配慮を提供するために必要な場合は、守秘義務を遵守して個人情報と共有することができるものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、大学協議会の審議を経て、学長が決定する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。